

京都市森林経営管理基金条例（平成31年3月28日京都市条例第47号）（産業観光局
農林振興室林業振興課）

森林経営管理法に基づく事業その他森林の整備及びその促進に関する事業の実施に必要な資金を積み立てるため、京都市森林経営管理基金を設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 森林経営管理法に基づく事業その他森林の整備及びその促進に関する事業の実施に必要な資金を積み立てるため、京都市森林経営管理基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 基金として積み立てる金額は、予算をもって定めるものとする。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市森林経営管理基金条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 47 号

京都市森林経営管理基金条例

(設置の目的)

第1条 森林経営管理法に基づく事業その他森林の整備及びその促進に関する事業（以下「事業」という。）の実施に必要な資金を積み立てるため、京都市森林経営管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算をもって定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、事業の実施に必要な財源に充てるものとする。

2 前項の規定により必要な財源に充て、なお剰余金があるときは、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(産業観光局農林振興室林業振興課)